仕様書等に関する質問及び回答

入札番号	電－３	件　　名	和歌山市斎場で使用する電力の調達

担当（回答）課	健康局保険医療部保険総務課斎場

No.	質　問　事　項	回　答　事　項
1	施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	現在の電力供給会社は、関西電力送配電株式会社です。 現在の計量日は、毎月１５日です。
2	１日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が１３回になりますがご了承いただけますでしょうか。	契約書案第９条および第１０条のとおりです。
3	１日以外の分散検針施設につきまして、供給期間は計量日～計量日前日となりますが、よろしいでしょうか。	了承します。
4	施設について、自動検針装置はついていますか。	設置されています。
5	施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(ｋｗ)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約がある施設ではありません。
6	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札書記載例のとおり、入札書の日付は、入札日（開札日）を記載してください。
7	入札額の算定時の力率について、力率１００％で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	入札金額内訳書注５のとおり、入札金額算定においては、力率は１００％としてください。
8	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札金額内訳書注１のとおり、税抜きとしてください。

9	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか Ａ：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第３位は切り捨て、小数点第２位までは保持） Ｂ：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第３位は切り捨て、小数点第２位までは保持） Ｃ：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第３位は切り捨て、小数点第２位までは保持） Ｄ:再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第３位は切り捨て、小数点第２位までは保持） ※Ｃ・Ｄについては入札時に含む場合のみ Ｅ：月額合計＝各月Ａ～Ｄ合算（小数点以下切捨て）	入札金額算定においては、入札金額内訳書注２及び注３のとおりの算定方法となります（あらかじめ計算式が入力されています）。なお、燃料費等調整及び再エネ賦課金については、注４のとおり入札金額算定においては考慮しません。
１０	税込総額→税抜総額にする際　円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札書及び入札金額内訳書にはすべて税抜き価格で記載してください。
１１	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	請求書は契約印を押印の上、紙で提出してください。
１２	お客さまにはお客さま専用Ｗｅｂページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Ｗｅｂからダウンロード）	紙での請求となります。
１３	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 （ご了承いただけない場合は【紙請求書による特別対応について】の回答をお願いいたします。）	紙での請求となります。
１４	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の１５日前後となります。 （長期連休時に２０日頃になる可能性がございます）ご了承いただけますでしょうか。	押印は必須となっておりますので、紙の請求書をご送付いただく必要がございます。 また、請求書には代表者の役職名・氏名の記載が必要です。
１５	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月７営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	紙での請求となります。

１６	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約書案第２条のとおり契約金額は「消費税及び地方消費税に相当する額を含む。」としています。請求書については、消費税相当額が分かるよう記載をお願いします。
１７	請求書の支払い期限は請求書受領後３０日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	契約書案第１１条第１項のとおりです。
１８	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	本件においては、１施設の電気料金を複数口に分けて請求いただく必要はありません。
１９	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	契約書案第１０条のとおりです。
２０	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
２１	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書案第１２条に該当する場合協議可能です。
２２	燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額その他これらに類する調整額）について、落札後に当該エリアを管轄する旧一般電気事業者が算定方法等の見直しを行った場合、同時期に見直し後の算定方法を適用することは可能でしょうか。	契約書案の第１０ 条に記載のとおりとします。ただし、契約書案第１２条に該当する場合など変更内容に応じ協議は可能です。
２３	過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。	あります。
２４	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近１年分の３０分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	ご質問いただいているデータにつきましては、提供することができません。

２５	【３０分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「３０分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設３０分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	この同意書への捺印、提出は可能です。
２６	契約書締結までの７日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	落札者が契約書に記名押印し、提出するまでの期間を７日以内とします。
２７	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事 （設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	現在のところ予定はありません。
２８	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日２か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	了承します。
２９	開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	入札参加者には、ＦＡＸにより入札結果を通知します。 入札日の翌日以降、和歌山市役所本庁舎１階 総務課（資料コーナー）または、和歌山市ホームページにおいて入札結果明細書を確認することができます。 公開範囲は、事業者名及び入札金額（合計額）になります。
３０	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書１ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	提出可能です。